

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 身体介護	(1) 20分未満 (163単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	所要時間が20分から起算して25分を補うことに+55単位(115単位を限度)	× 200 / 100	夜間又は早朝の場合 + 25 / 100 深夜の場合 + 50 / 100	特定事業所加算 () + 20 / 100 特定事業所加算 () + 10 / 100 特定事業所加算 () + 3 / 100	特定事業所加算 () + 20 / 100 特定事業所加算 () + 10 / 100 特定事業所加算 () + 3 / 100	共生型訪問介護を行う場合	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算
	(2) 20分以上30分未満 (244単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (387単位)											
	(4) 1時間以上 (567単位に30分を補うごとに + 82単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位) (2) 45分以上 (220単位)											
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 97単位)											

ニ 初回加算	(1回につき + 200単位)
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (1回につき + 100単位) (2) 生活機能向上連携加算 () (1回につき + 200単位)
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき + 50単位(1月に1回を限度))
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき + 3単位) (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき + 4単位)

注	注
1. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.15 / 100.0)	注 所定単位数は、イから14までにより算定した単位数の合計
2. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.14 / 100.0)	
3. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.13 / 100.0)	
4. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.12 / 100.0)	
5. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.11 / 100.0)	
6. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.10 / 100.0)	
7. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.09 / 100.0)	
8. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.08 / 100.0)	
9. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.07 / 100.0)	
10. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.06 / 100.0)	
11. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.05 / 100.0)	
12. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.04 / 100.0)	
13. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.03 / 100.0)	
14. 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき + 所定単位数 × 2.02 / 100.0)	

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
業務継続計画未認定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×95/100	+15/100	+10/100	+5/100	

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +3単位)	(2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき +4単位)
-------------	--------------------------------	--------------------------------

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +44単位)	(2) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +36単位)	(3) サービス提供体制強化加算 () (1回につき +12単位)
----------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 108 / 100.0) (2) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 94 / 100.0) (3) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 79 / 100.0) (4) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 63 / 100.0) (一) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 49 / 100.0) (二) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 34 / 100.0) (三) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 19 / 100.0) (四) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 7 / 100.0) (五) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 73 / 100.0) (六) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 67 / 100.0) (七) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 53 / 100.0) (八) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 47 / 100.0) (九) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 33 / 100.0) (十) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 18 / 100.0) (十一) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 12 / 100.0) (十二) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 7 / 100.0) (十三) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 4 / 100.0) (十四) の介護職員等処遇改善加算 () (1月につき +所定単位数 × 3 / 100.0)	注 所定単位数は、イからホまでにより算出した単位数の合計
---------------	---	---------------------------------

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 「介護職員等処遇改善加算()」については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100
 - / 100 所定単位数 - 所定単位数 × / 100

3 訪問看護費

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	看護職員の 場合																	
イ 指定訪問看護 ステーションの場合																		
1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護員又は 看護員による訪問を行った場合算定可能																		
2) 30分未満																		
3) 30分以上1時間未満																		
4) 1時間以上1時間30分未満																		
5) 理学療法士、作業療法士又は前掲職員の 場合																		
ロ 病院又は診療所 の場合																		
1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の看護員又は 看護員による訪問を行った場合算定可能																		
2) 30分未満																		
3) 30分以上1時間未満																		
4) 1時間以上1時間30分未満																		
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合 (1月につき)																		
二 初回加算																		
ホ 遠隔時共同加算																		
ヘ 看護・介護職員連携強化加算																		
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)																		
チ 行政連携強化加算																		
サービス提供体制 強化加算																		

「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターゲツク加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所同一建物利用者は同一建物利用者の利用人数20人以上にサービスを行った場合、を適用する場合、支給限度額基準額の算定の際、当該算定額を算入
1月以内の回数に限る算定項目については、昼前・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする
業務時間外に実施するサービスについては、1日につき1回を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 333単位	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の2人以上以上サービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント(加算) 1回につき +188単位 リハビリテーションマネジメント(加算) 1回につき +213単位	特別地域訪問リハビリテーション実施加算 1日につき +270単位	特別地域訪問リハビリテーション実施加算 1日につき +270単位	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る業務を行なった場合、(注)に該当する理由に該当しない。
	介護老人保健施設の場合												
	介護医療院の場合												
ロ 遠隔診察加算		1回につき100単位を加算											
ハ 移行支援加算		(1日につき17単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(1) (1回につき+6単位) (2) サービス提供体制強化加算(2) (1回につき+3単位)											
注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入 算入後(注)の算定額については、注(1)及び(2)の注を参照。													

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月4回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(注(2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43)単位 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.22)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.41)単位	+15/100	+10/100	+5/100	注 特別な薬剤が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に際して必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
	(2) 居宅療養管理指導費(在宅時医学総合管理料又は特定施設入居者等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43)単位 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.22)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.41)単位				
	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43)単位 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.22)単位 (3) (1)及び(2)以外の場合 (4.41)単位				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43)単位 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.22)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.41)単位	+15/100	+10/100	+5/100	注 在宅での居宅療養管理指導 +250単位 注 在宅での居宅療養管理指導 +150単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43)単位 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.22)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.41)単位 (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月4回を限度) (4.41)単位				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43)単位 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.22)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.41)単位	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43)単位 (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.22)単位 (三) (一)及び(二)以外の場合 (4.41)単位				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (3.43)単位 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (4.22)単位 (3) (1)及び(2)以外の場合 (4.41)単位					

ハ(1)～(3)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で鎮痛注射剤を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ニについて、計画的な管理を行うこと(1)は医師が、当該利用者の急性性疾患(1)に併発した急変管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日が30日間を超えて、また1回を限度として算定できる。
 ホについて、がん末期の患者については、月4回を限度として算定できる。

〇療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分	療養病床の区分	療養病床の種類	療養病床の名称	療養病床の設置数	療養病床の利用率	療養病床の単価		療養病床の総額	療養病床の総額(円)	療養病床の総額(千円)	療養病床の総額(億円)	療養病床の総額(兆円)	療養病床の総額(百兆円)	療養病床の総額(千兆円)	療養病床の総額(兆円)	療養病床の総額(百兆円)	療養病床の総額(千兆円)	療養病床の総額(兆円)	
						療養病床の単価(円)	療養病床の単価(千円)												
1) 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	(一) 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

この表は、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費の概況を示しています。各項目の単位は、円、千円、億円、兆円、百兆円、千兆円、兆円と表示されています。

八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (1)	a 診療所短期入所療養介護費 (従来型個室)	療養介護() 705 単位 療養介護() 756 単位 療養介護() 806 単位 療養介護() 857 単位 療養介護() 908 単位	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき (7日額を限度)	1日につき (2日(夜を跨ぐ)を限度) 1日につき +120単位	1日につき +184単位		
		b 診療所短期入所療養介護費 (療養機能強化型 A) (従来型個室)	療養介護() 732 単位 療養介護() 786 単位 療養介護() 839 単位 療養介護() 893 単位 療養介護() 946 単位											
		c 診療所短期入所療養介護費 (療養機能強化型 B) (従来型個室)	療養介護() 775 単位 療養介護() 827 単位 療養介護() 879 単位 療養介護() 932 単位 療養介護() 983 単位											
		d 看護<6.1>介護<6.1>診療所短期入所療養介護費 () (多床室)	療養介護() 864 単位 療養介護() 916 単位 療養介護() 965 単位 療養介護() 1,016 単位 療養介護() 847 単位											
		e 療養機能強化型 A (多床室)	療養介護() 901 単位 療養介護() 954 単位 療養介護() 1,006 単位 療養介護() 1,059 単位 療養介護() 835 単位											
		f 療養機能強化型 B (多床室)	療養介護() 888 単位 療養介護() 941 単位 療養介護() 992 単位 療養介護() 1,045 単位 療養介護() 624 単位											
		(二) 診療所短期入所療養介護費 (2)	a 診療所短期入所療養介護費 (従来型個室)										療養介護() 670 単位 療養介護() 715 単位 療養介護() 762 単位 療養介護() 807 単位 療養介護() 734 単位	
			b 看護<3.1>診療所短期入所療養介護費 () (多床室)										療養介護() 779 単位 療養介護() 825 単位 療養介護() 871 単位 療養介護() 917 単位 療養介護() 835 単位	
			(2) ユニツク型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)										(一) ユニツク型診療所短期入所療養介護費 () (ユニツク型個室)	療養介護() 887 単位 療養介護() 937 単位 療養介護() 988 単位 療養介護() 1,039 単位 療養介護() 864 単位
														療養介護() 918 単位 療養介護() 970 単位 療養介護() 1,022 単位 療養介護() 1,076 単位 療養介護() 854 単位
	(三) ユニツク型診療所短期入所療養介護費 () (療養機能強化型 A) (ユニツク型個室)												療養介護() 907 単位 療養介護() 959 単位 療養介護() 1,010 単位 療養介護() 1,062 単位 療養介護() 854 単位	
													療養介護() 884 単位 療養介護() 918 単位 療養介護() 970 単位 療養介護() 1,022 単位 療養介護() 1,076 単位	
	(五) 経過のユニツク型診療所短期入所療養介護費 () (療養機能強化型 A) (ユニツク型個室的多床室)	療養介護() 854 単位 療養介護() 907 単位 療養介護() 959 単位 療養介護() 1,010 単位 療養介護() 1,062 単位												
		療養介護() 854 単位 療養介護() 907 単位 療養介護() 959 単位 療養介護() 1,010 単位 療養介護() 1,062 単位												
	(三) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3週間以上49日間未満 684 単位 (二) 1週間以上3週間未満 946 単位 (三) 4週間以上37日間未満 1,316 単位												
	(4) 口腔嚥下強化加算 (1回につき 39単位を加算(1月に1回を限度))													
	(5) 療養加算 (1回につき 4単位を加算(1月に3回を限度))													
	(6) 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)													
	(7) 特定診療費													
	(8) 生産性向上推進体制加算 (一) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 100単位を加算)													
	(9) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)													
	(一) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 31 / 100)	※ 所定単位数は、(1)から(14)までの40要員のうち、介護員の合計。												
	(二) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 41 / 100)													
	(三) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 51 / 100)													
	(四) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 61 / 100)													
	(五) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 71 / 100)													
(六) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 81 / 100)														
(七) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 91 / 100)														
(八) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 101 / 100)														
(九) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 111 / 100)														
(十) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 121 / 100)														
(十一) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 131 / 100)														
(十二) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 141 / 100)														
(十三) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 151 / 100)														
(十四) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 161 / 100)														
(十五) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 171 / 100)														
(十六) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 181 / 100)														
(十七) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 191 / 100)														
(十八) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 201 / 100)														
(十九) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 211 / 100)														
(二十) 介護職員等処遇改善加算 () (1日につき 所定単位数 × 221 / 100)														
特定診療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目														

身体拘束禁止実施加算については令和7年4月1日から適用する。
 療養統計画未定算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算については、令和7年3月1日より算定可能。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
1 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (542 単位) 要介護2 (609 単位) 要介護3 (679 単位) 要介護4 (744 単位) 要介護5 (813 単位)	×70/100	-10/100																	
2 介護サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 14単位)		×70/100	-1/100																	
3 特別施設特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (542 単位) 要介護2 (609 単位) 要介護3 (679 単位) 要介護4 (744 単位) 要介護5 (813 単位)	×70/100																		

項目	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
4 特別介護サービス (1日につき 30単位を超過)																				
5 特別介護サービス (1日につき 25単位)																				
6 特別介護サービス (1日につき)	(1) 死亡日(要介護1)以上45日以下 (1日につき 70単位を超過) (2) 死亡日(要介護2)以上30日以下 (1日につき 70単位を超過) (3) 死亡日(要介護3)以上15日以下 (1日につき 680単位を超過) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を超過)																			
7 特別介護サービス (1日につき)	(1) 死亡日(要介護1)以上45日以下 (1日につき 52単位を超過) (2) 死亡日(要介護2)以上30日以下 (1日につき 644単位を超過) (3) 死亡日(要介護3)以上15日以下 (1日につき 1,180単位を超過) (4) 死亡日 (1日につき 1,780単位を超過)																			
8 特別介護サービス (1日につき)	(1) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を超過) (2) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4単位を超過)																			
9 特別介護サービス (1日につき)	(1) 高齢者施設等設備改善付加加算 (1日につき 1単位を超過) (2) 高齢者施設等設備改善付加加算 (1日につき 1単位を超過)																			
10 特別介護サービス (1日につき)	(1) 支障向上上乗率付加加算 (1日につき 13単位を超過) (2) 支障向上上乗率付加加算 (1日につき 13単位を超過)																			
11 特別介護サービス (1日につき)	(1) サービス提供体制強化加算 (1日につき 11単位を超過) (2) サービス提供体制強化加算 (1日につき 11単位を超過) (3) サービス提供体制強化加算 (1日につき 4単位を超過)																			

項目	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
12 特別介護サービス (1日につき)	(1) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を超過) (2) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4単位を超過)																			
13 特別介護サービス (1日につき)	(1) 高齢者施設等設備改善付加加算 (1日につき 1単位を超過) (2) 高齢者施設等設備改善付加加算 (1日につき 1単位を超過)																			
14 特別介護サービス (1日につき)	(1) 支障向上上乗率付加加算 (1日につき 13単位を超過) (2) 支障向上上乗率付加加算 (1日につき 13単位を超過)																			
15 特別介護サービス (1日につき)	(1) サービス提供体制強化加算 (1日につき 11単位を超過) (2) サービス提供体制強化加算 (1日につき 11単位を超過) (3) サービス提供体制強化加算 (1日につき 4単位を超過)																			

要介護1 16,360単位
 要介護2 19,360単位
 要介護3 20,460単位
 要介護4 22,460単位
 要介護5 24,530単位

特別施設特定施設入居者生活介護費、介護サービス利用型特定施設入居者生活介護費に含める。特別施設特定施設入居者生活介護費については、介護サービス利用型特定施設入居者生活介護費と併せて算定する。介護サービス利用型特定施設入居者生活介護費については、介護サービス利用型特定施設入居者生活介護費と併せて算定する。特別施設特定施設入居者生活介護費については、介護サービス利用型特定施設入居者生活介護費と併せて算定する。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
福祉用具貸与費 (1日につき)	×70/100	-1/100																		

要介護1 16,360単位
 要介護2 19,360単位
 要介護3 20,460単位
 要介護4 22,460単位
 要介護5 24,530単位

特別施設特定施設入居者生活介護費、介護サービス利用型特定施設入居者生活介護費に含める。特別施設特定施設入居者生活介護費については、介護サービス利用型特定施設入居者生活介護費と併せて算定する。介護サービス利用型特定施設入居者生活介護費については、介護サービス利用型特定施設入居者生活介護費と併せて算定する。特別施設特定施設入居者生活介護費については、介護サービス利用型特定施設入居者生活介護費と併せて算定する。

指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	(運営基準減算の場合) × 50 / 100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき - 200単位
		要介護3・4・5 (1,411単位)									
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (544単位)								
		要介護3・4・5 (704単位)									
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (326単位)								
		要介護3・4・5 (422単位)									
	(2)居宅介護支援費()	(一) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (1,086単位)								
		要介護3・4・5 (1,411単位)									
		(二) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (527単位)								
		要介護3・4・5 (683単位)									
		(三) 居宅介護支援費()	要介護1・2 (316単位)								
		要介護3・4・5 (410単位)									
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算() (1月につき + 519単位)										
	(2) 特定事業所加算() (1月につき + 421単位)										
	(3) 特定事業所加算() (1月につき + 323単位)										
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき + 114単位)										
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき + 125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算() (1月につき + 250単位)										
	(2) 入院時情報連携加算() (1月につき + 200単位)										
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算()イ (+ 450単位)										
	(2) 退院・退所加算()ロ (+ 600単位)										
	(3) 退院・退所加算()イ (+ 600単位)										
	(4) 退院・退所加算()ロ (+ 750単位)										
	(5) 退院・退所加算() (+ 900単位)										
ト 通院時情報連携加算 (1月につき + 50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に + 200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+ 400単位)									

居宅介護支援費()については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
居宅介護支援費()については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については()を、60件以上の部分については()を算定する。
業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
		運動を行う際 適切な指導 を受ける場合	入浴の際の介 助を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合	医師、看護師 による介護 指導を受ける 場合							
介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(一) 介護保健施設サービス費 <従来型個室> (基本型)	期介護1 (717 単位)	x97/100	x71/100	x72/100	- 12/100	1日につき + 11 単位	- 1/100	- 3/100	1日につき + 14 単位	1日につき + 14 単位	1日につき + 43 単位 (居住者 専有)	1日につき + 123 単位 (居住者 専有)	1日につき + 71 単位	1日につき + 11 単位	1日につき + 11 単位	1日につき + 11 単位	1日につき + 11 単位	1日につき + 11 単位	1日につき + 11 単位	1日につき + 11 単位	1日につき + 11 単位						
		期介護2 (763 単位)																					期介護3 (828 単位)	期介護4 (883 単位)	期介護5 (932 単位)			
		(二) 介護保健施設サービス費 <従来型個室> (在宅型個室)																					期介護1 (788 単位)	期介護2 (863 単位)	期介護3 (928 単位)	期介護4 (985 単位)	期介護5 (1,040 単位)	
																							(三) 介護保健施設サービス費 <多床室> (基本型)	期介護1 (793 単位)	期介護2 (843 単位)	期介護3 (908 単位)	期介護4 (961 単位)	期介護5 (1,012 単位)
	(四) 介護保健施設サービス費 <多床室> (在宅型個室)																							期介護1 (798 単位)	期介護2 (843 単位)	期介護3 (907 単位)	期介護4 (964 単位)	期介護5 (1,014 単位)
																								(一) 介護保健施設サービス費 <従来型個室> (療養型)	期介護1 (839 単位)	期介護2 (924 単位)	期介護3 (1,044 単位)	期介護4 (1,121 単位)
		(二) 介護保健施設サービス費 <多床室> (療養型)																							期介護1 (752 単位)	期介護2 (827 単位)	期介護3 (933 単位)	期介護4 (1,013 単位)
																							(一) 介護保健施設サービス費 <従来型個室> (療養型)		期介護1 (703 単位)	期介護2 (748 単位)	期介護3 (812 単位)	期介護4 (865 単位)
	(二) 介護保健施設サービス費 <多床室> (療養型)																								期介護1 (777 単位)	期介護2 (826 単位)	期介護3 (889 単位)	期介護4 (941 単位)
																								(一) ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室> (基本型)	期介護1 (802 単位)	期介護2 (848 単位)	期介護3 (915 単位)	期介護4 (968 単位)
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室> (在宅型個室)																							期介護1 (876 単位)	期介護2 (952 単位)	期介護3 (1,018 単位)	期介護4 (1,077 単位)
																							(三) 経時的ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室の多床室> (基本型)		期介護1 (802 単位)	期介護2 (848 単位)	期介護3 (913 単位)	期介護4 (968 単位)
	(四) 経時的ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室の多床室> (在宅型個室)																								期介護1 (876 単位)	期介護2 (952 単位)	期介護3 (1,018 単位)	期介護4 (1,077 単位)
																								(一) ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室> (療養型)	期介護1 (1,014 単位)	期介護2 (1,130 単位)	期介護3 (1,209 単位)	期介護4 (1,287 単位)
		(二) 経時的ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室の多床室> (療養型)																							期介護1 (1,014 単位)	期介護2 (1,130 単位)	期介護3 (1,209 単位)	期介護4 (1,287 単位)
																							(一) ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室> (療養型)		期介護1 (1,007 単位)	期介護2 (1,104 単位)	期介護3 (1,181 単位)	期介護4 (1,259 単位)
(二) 経時的ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室の多床室> (療養型)	期介護1 (1,007 単位)		期介護2 (1,104 単位)	期介護3 (1,181 単位)	期介護4 (1,259 単位)	期介護5 (1,328 単位)																						
	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室>		期介護1 (852 単位)	期介護2 (894 単位)	期介護3 (948 単位)	期介護4 (997 単位)	期介護5 (1,048 単位)																					
		(二) 経時的ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室の多床室>	期介護1 (852 単位)	期介護2 (894 単位)	期介護3 (948 単位)	期介護4 (997 単位)	期介護5 (1,048 単位)																					

注 1 介護費用
注 2 介護費用 (在宅サービス利用する場合)

注 3 利用開始	入居者に対して在宅サービスを利用する場合、1月1日を限度として所定単位数以内で1日につき11単位を算定
注 4 利用終了	入居者に対して在宅サービスを利用する場合、1月1日を限度として所定単位数以内で1日につき11単位を算定

注 5 データベース	(1) 死亡日から前31日未満45日以下	療養型を除く以外の場合 (1日につき 22単位を算定)
	(2) 死亡日から前31日以上30日以下	療養型を除く以外の場合 (1日につき 18単位を算定)
	(3) 死亡日から前31日以上30日	療養型を除く以外の場合 (1日につき 14単位を算定)
	(4) 死亡日	療養型を除く以外の場合 (1日につき 10単位を算定)

4 介護医療院サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
注				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
注				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ	(1) 型 介護医療院 サービス費()	〔一〕 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護1 (721 単位)	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			要介護2 (832 単位)														
		要介護3 (1,070 単位)															
		要介護4 (1,172 単位)															
		要介護5 (1,263 単位)															
		要介護1 (833 単位)															
	〔二〕 型介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護2 (943 単位)															
		要介護3 (1,182 単位)															
	(2) 型 介護医療院 サービス費()	〔一〕 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護1 (711 単位)														
			要介護2 (820 単位)														
		要介護3 (1,055 単位)															
		要介護4 (1,155 単位)															
要介護5 (1,245 単位)																	
要介護1 (821 単位)																	
〔二〕 型介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護2 (930 単位)																
	要介護3 (1,165 単位)																
(3) 型 介護医療院 サービス費()	〔一〕 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護1 (821 単位)															
		要介護2 (930 単位)															
	要介護3 (1,165 単位)																
	要介護4 (1,264 単位)																
	要介護5 (1,355 単位)																
	要介護1 (694 単位)																
〔二〕 型介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護2 (804 単位)																
	要介護3 (1,039 単位)																
ロ	(1) 型 介護医療院 サービス費()	〔一〕 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護1 (1,138 単位)	×90/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			要介護2 (804 単位)														
		要介護3 (1,039 単位)															
		要介護4 (1,138 単位)															
		要介護5 (1,228 単位)															
		要介護1 (805 単位)															
	〔二〕 型介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護2 (914 単位)															
		要介護3 (1,148 単位)															
	(2) 型 介護医療院 サービス費()	〔一〕 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護1 (1,248 単位)														
			要介護2 (1,338 単位)														
		要介護3 (1,428 単位)															
		要介護4 (1,518 単位)															
要介護5 (1,608 単位)																	
要介護1 (771 単位)																	
〔二〕 型介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護2 (881 単位)																
	要介護3 (971 単位)																
(3) 型 介護医療院 サービス費()	〔一〕 型介護医療院 サービス費() <従来型個室>	要介護1 (881 単位)															
		要介護2 (971 単位)															
	要介護3 (1,061 単位)																
	要介護4 (1,151 単位)																
	要介護5 (1,241 単位)																
	要介護1 (648 単位)																
〔二〕 型介護医療院 サービス費() <多床室>	要介護2 (743 単位)																
	要介護3 (952 単位)																
ハ	(1) 型特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	〔一〕 型特別介護医療院 サービス費 <従来型個室>	要介護1 (1,042 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	-10/100	1日につき -5単位	-1/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき +126単位	1日につき +23単位	1日につき +14単位	1日につき +7単位
			要介護2 (869 単位)														
		要介護3 (1,091 単位)															
		要介護4 (1,081 単位)															
		要介護5 (1,168 単位)															
		要介護1 (764 単位)															
	〔二〕 型特別介護医療院 サービス費 <多床室>	要介護2 (869 単位)															
		要介護3 (1,091 単位)															
	(2) 型特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	〔一〕 型特別介護医療院 サービス費 <従来型個室>	要介護1 (1,168 単位)														
			要介護2 (869 単位)														
		要介護3 (1,091 単位)															
		要介護4 (1,168 単位)															
要介護5 (1,274 単位)																	
要介護1 (614 単位)																	
〔二〕 型特別介護医療院 サービス費 <多床室>	要介護2 (707 単位)																
	要介護3 (905 単位)																
ニ	(1) ユニット型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	〔一〕 ユニット型 型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (849 単位)	×90/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			要介護2 (951 単位)														
		要介護3 (1,173 単位)															
		要介護4 (1,267 単位)															
		要介護5 (1,353 単位)															
		要介護1 (849 単位)															
	〔二〕 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室約 多床室>	要介護2 (951 単位)															
		要介護3 (1,173 単位)															
	(2) ユニット型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	〔一〕 ユニット型 型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (849 単位)														
			要介護2 (951 単位)														
		要介護3 (1,173 単位)															
		要介護4 (1,267 単位)															
要介護5 (1,353 単位)																	
要介護1 (849 単位)																	
〔二〕 経過的ユニット型 型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室約 多床室>	要介護2 (951 単位)																
	要介護3 (1,173 単位)																
ホ	(1) ユニット型 特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	〔一〕 ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (849 単位)	×97/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			要介護2 (951 単位)														
		要介護3 (1,173 単位)															
		要介護4 (1,267 単位)															
		要介護5 (1,353 単位)															
		要介護1 (849 単位)															
	〔二〕 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室約 多床室>	要介護2 (951 単位)															
		要介護3 (1,173 単位)															
	(2) 経過的ユニット型 特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	〔一〕 ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (849 単位)														
			要介護2 (951 単位)														
		要介護3 (1,173 単位)															
		要介護4 (1,267 単位)															
要介護5 (1,353 単位)																	
要介護1 (798 単位)																	
〔二〕 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室約 多床室>	要介護2 (901 単位)																
	要介護3 (1,126 単位)																
ヘ	(1) ユニット型 特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	〔一〕 ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (808 単位)	×90/100	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			要介護2 (904 単位)														
		要介護3 (1,114 単位)															
		要介護4 (1,205 単位)															
		要介護5 (1,284 単位)															
		要介護1 (808 単位)															
	〔二〕 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室約 多床室>	要介護2 (904 単位)															
		要介護3 (1,114 単位)															
	(2) ユニット型 特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	〔一〕 ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (808 単位)														
			要介護2 (904 単位)														
		要介護3 (1,114 単位)															
		要介護4 (1,205 単位)															
要介護5 (1,284 単位)																	
要介護1 (808 単位)																	
〔二〕 経過的ユニット型 型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室約 多床室>	要介護2 (904 単位)																
	要介護3 (1,114 単位)																

注 外泊時費用		入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠所サービス費		入所者に対して居室における試行的遠所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき 400単位)		
チ 遠所時栄養情報連携加算 (2)	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所時栄養連携加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ス 遠所時指導等加算 (2)	(一) 遠所時指導加算	a 遠所前訪問指導加算 (入所者1人中1回又は2回を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して遠所後の療養上の指導を行った場合 注 遠所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 遠所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と遠所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 遠所後訪問指導加算 (遠所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 遠所時指導加算 (400単位)	
		d 遠所時情報提供加算 (500単位)	
		e 遠所時情報提供加算 (250単位)	
		f 遠所前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 60単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)		
テ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 経口移行加算 (2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
カ 経口維持加算 (2)	(一) 経口維持加算 () (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。 注 経口維持加算()を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算 () (1月につき 150単位を加算)		
ク 口腔衛生管理加算 (2)	(一) 口腔衛生管理加算 () (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
	(二) 口腔衛生管理加算 () (1月につき 100単位を加算)		
ク 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
シ 在宅復帰支援機能加算 (2)	(1日につき 10単位を加算)		
ソ 特別診療費 (2)			
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算 () (1月につき 150単位を加算)		
	(二) 認知症チームケア推進加算 () (1月につき 120単位を加算)		
フ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	(入所後7日に限り) 1日につき200単位を加算		
ム 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算 () 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき480単位を加算)		
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算 () 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき180単位を加算)		
ク 排せつ支援加算 (2)	(1) 排せつ支援加算 () (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 排せつ支援加算 () (1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算 () (1月につき 20単位を加算)		
キ 自立支援促進加算 (2)	(1月につき 200単位を加算)		
ノ 科学的介護推進体制加算 (2)	(1) 科学的介護推進体制加算 () (1月につき 40単位を加算)		
	(2) 科学的介護推進体制加算 () (1月につき 60単位を加算)		
ヤ 安全対策体制加算 (2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算 () (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算 () (1月につき 5単位を加算)		
ヤ 新興感染症施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として) 240単位を算定		
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 100単位を加算)		
	(2) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 10単位を加算)		
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)		
カ 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 (一) (1月につき 所定単位数×47/100)	注 所定単位数は、(ケ)のケまでに算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等処遇改善加算 (二) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(三) 介護職員等処遇改善加算 (三) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(四) 介護職員等処遇改善加算 (四) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(五) 介護職員等処遇改善加算 (五) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(六) 介護職員等処遇改善加算 (六) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(七) 介護職員等処遇改善加算 (七) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(八) 介護職員等処遇改善加算 (八) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(九) 介護職員等処遇改善加算 (九) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(十) 介護職員等処遇改善加算 (十) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(十一) 介護職員等処遇改善加算 (十一) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(十二) 介護職員等処遇改善加算 (十二) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(十三) 介護職員等処遇改善加算 (十三) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(十四) 介護職員等処遇改善加算 (十四) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(十五) 介護職員等処遇改善加算 (十五) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(十六) 介護職員等処遇改善加算 (十六) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(十七) 介護職員等処遇改善加算 (十七) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(十八) 介護職員等処遇改善加算 (十八) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(十九) 介護職員等処遇改善加算 (十九) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(二十) 介護職員等処遇改善加算 (二十) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(二十一) 介護職員等処遇改善加算 (二十一) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(二十二) 介護職員等処遇改善加算 (二十二) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(二十三) 介護職員等処遇改善加算 (二十三) (1月につき 所定単位数×47/100)		
	(二十四) 介護職員等処遇改善加算 (二十四) (1月につき 所定単位数×47/100)		
(二十五) 介護職員等処遇改善加算 (二十五) (1月につき 所定単位数×47/100)			

夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
八及び八を適用する場合には、(2)を適用しない。
業務継続計画未定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員等処遇改善加算 (一)については、令和7年3月31日まで特例適用。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 856単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算()								
	(2) 認知症専門ケア加算()								
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()								
	(2) サービス提供体制強化加算()								
	(3) サービス提供体制強化加算()								
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()								
	(2) 介護職員等処遇改善加算()								
	(3) 介護職員等処遇改善加算()								
	(4) 介護職員等処遇改善加算()								
	(一) 介護職員等処遇改善加算()								
	(二) 介護職員等処遇改善加算()								
	(三) 介護職員等処遇改善加算()								
	(四) 介護職員等処遇改善加算()								
	(五) 介護職員等処遇改善加算()								
	(六) 介護職員等処遇改善加算()								
	(七) 介護職員等処遇改善加算()								
	(八) 介護職員等処遇改善加算()								
	(九) 介護職員等処遇改善加算()								
	(十) 介護職員等処遇改善加算()								
(十一) 介護職員等処遇改善加算()									
(十二) 介護職員等処遇改善加算()									
(十三) 介護職員等処遇改善加算()									
(十四) 介護職員等処遇改善加算()									

注 所定単位数は、イからニまでに算定した単位数の合計
 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

[脚注]
 1. 単位数算定記号の説明
 + 単位 所定単位数 + 単位
 - 単位 所定単位数 - 単位
 × / 100 所定単位数 × / 100
 + / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100
 - / 100 所定単位数 - 所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 指定介護予防訪問看護サービスの場合	(1) 15分未満 （高に付し、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位	×9/100	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
	(2) 15分未満 （11.1）単位														
	(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 （日に1回を超えて実施する場合は1/1.1） （11.1）単位														
ロ 訪問又は訪問療育の場合	(1) 15分未満 （高に付し、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合は算定可能） （11.1）単位	×9/100	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
	(2) 15分未満 （11.1）単位														
	(3) 15分以上1時間未満 （11.1）単位														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 （11.1）単位														
ハ 初回加算 （1）初回加算 （1）回につき +11.0単位															
ニ 遠隔時共同療育加算 （1）回につき +6.6単位															
ホ 看護体制強化加算 （1）回につき +1.0単位															
ヘ サービス提供体制強化加算 （1）回につき +3.3単位															
ヘ サービス提供体制強化加算 （1）回につき +6.6単位															
ヘ サービス提供体制強化加算 （2）回につき +3.3単位															

※特別地域の介護予防訪問看護加算、中山間地域等における介護療養型加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時の介護予防訪問看護加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※事業所（同一建物）の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度額管理の算定の際、当該事業所の単位数を算入
 ※1月以内の1回以上の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする
 ※実施要領（別添）を参照してください。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
イ 介護予防訪問リハビリテーションの場合	訪問又は訪問療育の場合	×9/100	+	+	+	+	+	+	+	+							
	介護老人保健施設の場合										（1）回につき +1.0単位						
	介護療養型の場合										（1）回につき +1.0単位						
ロ サービス提供体制強化加算 （1）回につき +6.6単位																	
ロ サービス提供体制強化加算 （2）回につき +3.3単位																	

※特別地域の介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における介護療養型加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、及びサービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※事業所（同一建物）の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、支給限度額管理の算定の際、当該事業所の単位数を算入
 ※実施要領（別添）を参照してください。

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別な要領が定められた 認定介護職員配置 加算	注 中山間地域等認定 中心介護職員配置 加算	注 中山間地域等認定 介護士等配置に 応じた提供加算	
イ 介護を行う場合 （月1回有償）	① 介護予防居宅療養 管理指導費（1） （1）及び（2）以外の 場合	(一) 第一種介護住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位				
		(二) 第一種介護住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位				
	② 介護予防居宅療養 管理指導費（2） （1）及び（2）以外の 場合	(一) 第一種介護住者1人に対して行う 場合 （2.1）単位 （2.2）単位				
		(二) 第一種介護住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （2.1）単位 （2.2）単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （2.1）単位 （2.2）単位				
ロ 個別居宅訪問を行う場合 （月1回有償）			+15/100	+10/100	+5/100	
ハ 個別訪問を行う場合	① 個別訪問時の 居宅訪問料（月1回有償）	(一) 第一種介護住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位	注 特別な要領が定められている認定 介護職員配置加算に介護士等配置 加算を併せて算入する必要があるが、 当該要領が定める必要となる 介護職員配置を行わない場合は +100単位 +200単位 +100単位			
		(二) 第一種介護住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位				
	② 居宅訪問料の場合 （月1回有償）	(一) 第一種介護住者1人に対して行う 場合 （2.1）単位 （2.2）単位				
		(二) 第一種介護住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （2.1）単位 （2.2）単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （2.1）単位 （2.2）単位				
ニ 居宅療養管理指導を行う場合 （月1回有償）						
イ 居宅療養管理指導 を行う場合 （月1回有償）	① 居宅療養管理指導 費（月1回有償）	(一) 第一種介護住者1人に対して行う 場合 （1.1）単位 （1.2）単位				
		(二) 第一種介護住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （1.1）単位 （1.2）単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （1.1）単位 （1.2）単位				
	② 居宅療養管理指導 費（月1回有償）	(一) 第一種介護住者1人に対して行う 場合 （2.1）単位 （2.2）単位				
		(二) 第一種介護住者1人以上1人以下 に対して行う場合 （2.1）単位 （2.2）単位				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （2.1）単位 （2.2）単位				
ロ 個別居宅訪問を行う場合 （月1回有償）			+15/100	+10/100	+5/100	

注1 (1)～(3)について、本人未就学、中心介護職員配置加算（1）（2）（3）のいずれも適用されない場合は、個別訪問料の算定は、認定介護職員配置加算（1）（2）（3）のいずれも適用されない場合と同様に算定する。また、認定介護職員配置加算（1）（2）（3）のいずれも適用されない場合は、個別訪問料の算定は、認定介護職員配置加算（1）（2）（3）のいずれも適用されない場合と同様に算定する。また、認定介護職員配置加算（1）（2）（3）のいずれも適用されない場合は、個別訪問料の算定は、認定介護職員配置加算（1）（2）（3）のいずれも適用されない場合と同様に算定する。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注			
			利用者の数が利用定員を超える場合又は多い場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要介護を要しない場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、要介護を要しない場合	
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	-17/100	-17/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位	-376単位	-120単位	
		要支援2								-752単位	-240単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1								-376単位	-120単位	
		要支援2								-752単位	-240単位	
	介護医療院の場合	要支援1								-376単位	-120単位	
		要支援2								-752単位	-240単位	
ロ 退院時共同措置加算			(1回につき 600単位)									
ハ 栄養アセスメント加算			(1月につき 50単位を加算)									
ニ 栄養改善加算			(1月につき 200単位を加算)									
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算() (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算()	(1月につき 150単位を加算)										
	(2) 口腔機能向上加算()	(1月につき 160単位を加算)										
ト 一体的サービス提供加算			(1月につき 480単位を加算)									
チ 科学的介護推進体制加算			(1月につき 40単位を加算)									
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 88単位を加算)									
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 72単位を加算)									
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1	(1月につき 24単位を加算)									
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)									
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×86/1000)										
	(2) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×83/1000)										
	(3) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×66/1000)										
	(4) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位×53/1000)										
	(一) 介護職員等処遇改善加算() (1)	(1月につき + 所定単位×76/1000)										
		(二) 介護職員等処遇改善加算() (2)	(1月につき + 所定単位×73/1000)									
	(三) 介護職員等処遇改善加算() (3)	(1月につき + 所定単位×73/1000)										
		(四) 介護職員等処遇改善加算() (4)	(1月につき + 所定単位×70/1000)									
	(五) 介護職員等処遇改善加算() (5)	(1月につき + 所定単位×63/1000)										
		(六) 介護職員等処遇改善加算() (6)	(1月につき + 所定単位×60/1000)									
	(七) 介護職員等処遇改善加算() (7)	(1月につき + 所定単位×58/1000)										
		(八) 介護職員等処遇改善加算() (8)	(1月につき + 所定単位×56/1000)									
	(九) 介護職員等処遇改善加算() (9)	(1月につき + 所定単位×55/1000)										
		(十) 介護職員等処遇改善加算() (10)	(1月につき + 所定単位×48/1000)									
(十一) 介護職員等処遇改善加算() (11)	(1月につき + 所定単位×43/1000)											
	(十二) 介護職員等処遇改善加算() (12)	(1月につき + 所定単位×45/1000)										
(十三) 介護職員等処遇改善加算() (13)	(1月につき + 所定単位×38/1000)											
	(十四) 介護職員等処遇改善加算() (14)	(1月につき + 所定単位×28/1000)										
注			所定単位は、イからまでにより算出した単位数の合計									
：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目												
業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。												
介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。												

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 (479 単位)	442 単位														
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援2 (596 単位)	548 単位														
	2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援1 (451 単位)	442 単位														
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費 <65歳未満>	要支援2 (561 単位)	548 単位														
ロ コミュニ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (561 単位)	503 単位														
		(二) 経過的単独型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (681 単位)	623 単位														
	2) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室>	要支援1 (529 単位)	503 単位														
		(二) 経過的併設型コミュニティ型介護予防短期入所生活介護費 <コミュニティ型個室の多床室>	要支援1 (656 単位)	623 単位														

ハ 口腔連携強化加算	(1日につき + 5.9 単位 (1月に1回を限度))
ニ 療養費加算	(1日につき 8 単位を加算 (1日に3回を限度))
ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3 単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4 単位を加算)
ヘ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 10.0 単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 10 単位を加算)

サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (1日につき 2.2 単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算 (1日につき 1.8 単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6 単位を加算)
--------------	--

イ 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.67 (100%)	注 所定単位数は、(お住まいの地域)ごとの単位数 の合計
	2) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (80%)	
	3) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (80%)	
	4) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (80%)	
	5) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (80%)	
	6) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (80%)	
	7) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (80%)	
	8) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (80%)	
	9) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (80%)	
	10) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (80%)	
	11) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (80%)	
	12) 介護職員処遇改善加算	1月につき + 所定単位数 × 1.31 (80%)	

サービス提供体制強化加算、および介護職員処遇改善加算は、支給限度計算の対象外の算定項目

身体拘束禁止未実施加算については令和7年4月1日から適用する。

業務継続計画未策定加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

介護職員処遇改善加算 (1)については、令和7年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注											
			原則として1施設 の勤務体系等 を異なる場合	有期契約及び 入所者の割合 が所定基準 を異なる場合	医師、看護師 等、介護職員 、介護士、作 業療法士、心 理士、言語聴 覚士の専任 が確保される 場合	高齢のユニッ ク型介護老人 保健施設に 対応している 場合	身体障害者 の割合が所 定基準を未 達成の場合	高齢者の割合 が所定基準 を未達成の 場合	介護職員配置 不足の場合	介護職員配置 不足の場合	介護職員配置 不足の場合	介護職員配置 不足の場合	介護職員配置 不足の場合											
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <従来型個室>〔基本型〕	要支援1 (579 単位) 要支援2 (726 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間の 上限)	1日につき +120単位	1日につき +51単位											
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <従来型個室>〔在宅強化型〕	要支援1 (632 単位) 要支援2 (778 単位)																					
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <多床室>〔基本型〕	要支援1 (613 単位) 要支援2 (774 単位)																					
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 (672 単位) 要支援2 (834 単位)																					
	(二) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費 <療養型老健・看護職員を配置 >	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 (583 単位) 要支援2 (730 単位)																					
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <多床室>〔療養型〕	要支援1 (622 単位) 要支援2 (785 単位)																					
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <多床室>〔療養型〕	要支援1 (583 単位) 要支援2 (730 単位)																					
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <多床室>〔療養型〕	要支援1 (622 単位) 要支援2 (785 単位)																					
	(三) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費 <療養型老健・看護オンコール体制 >	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 (566 単位) 要支援2 (711 単位)																					
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <多床室>〔療養型〕	要支援1 (601 単位) 要支援2 (758 単位)																					
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <多床室>〔療養型〕	要支援1 (566 単位) 要支援2 (711 単位)																					
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <多床室>〔療養型〕	要支援1 (601 単位) 要支援2 (758 単位)																					
	(2) ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費	a ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室>〔基本型〕											要支援1 (624 単位) 要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間の 上限)	1日につき +120単位	1日につき +51単位
			b ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室>〔在宅強化型〕											要支援1 (680 単位) 要支援2 (846 単位)										
			c 経過的ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室の多床室>〔基本型〕											要支援1 (624 単位) 要支援2 (789 単位)										
			d 経過的ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室の多床室>〔在宅強化型〕											要支援1 (680 単位) 要支援2 (846 単位)										
e ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室>〔療養型〕			要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)																					
f 経過的ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室の多床室>〔療養型〕			要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)																					
g ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室>〔療養型〕			要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)																					
h 経過的ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室の多床室>〔療養型〕			要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)																					
(二) ユニーク型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健・看護職員を配置 >		a ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室>〔基本型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																					
		b ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室>〔在宅強化型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																					
		c 経過的ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室の多床室>〔基本型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																					
		d 経過的ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室の多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																					
		e ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室>〔療養型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																					
		f 経過的ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室の多床室>〔療養型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																					
		g ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室>〔療養型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																					
		h 経過的ユニーク型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニーク型個室の多床室>〔療養型〕	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)																					

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算
(一) 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)
(二) 療養体制維持特別加算 (1日につき 57単位を加算)

(3) 総合ケア加算 (利用中に10日を限度に、1日につき27.5単位を加算)

(4) 口腔連携強化加算 (1回につき +5.0単位(1月に1回を限度))

(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

(6) 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算)
(二) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4単位を加算)

(7) 緊急時治療費 (一) 緊急時治療管理 (療養定額超過の場合(1月に1回3日を限度に、1日につき5.18単位を算定)、
療養定額超過の場合(1月に1回3日を限度に、1日につき5.18単位を算定))
(二) 特定治療

(8) 生産性向上推進体制加算 (一) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 1.0単位を加算)
(二) 生産性向上推進体制加算 (1月につき 1.0単位を加算)

(9) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算 (1日につき 2.1単位を加算)
(二) サービス提供体制強化加算 (1日につき 1.8単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)

注 介護職員等処遇改善加算	二 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 1.1 / 1.0
	三 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 1.2 / 1.0
	四 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 1.3 / 1.0
	五 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 1.4 / 1.0
	六 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 1.5 / 1.0
	七 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 1.6 / 1.0
	八 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 1.7 / 1.0
	九 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 1.8 / 1.0
	十 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 1.9 / 1.0
	十一 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 2.0 / 1.0
	十二 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 2.1 / 1.0
	十三 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 2.2 / 1.0
	十四 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 2.3 / 1.0
	十五 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 2.4 / 1.0
	十六 介護職員等処遇改善加算	1日につき + 所定単位数 × 2.5 / 1.0

注 特別療養費、緊急時治療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
介護職員等処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束防止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ()	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	×70/100										
			要支援2 (666 単位)											
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位)											
			要支援2 (693 単位)											
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位)											
			要支援2 (684 単位)											
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ()	d 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <多床室>	要支援1 (589 単位)											
			要支援2 (747 単位)											
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位)											
			要支援2 (780 単位)											
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位)											
			要支援2 (769 単位)											
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室>		要支援1 (616 単位)	×97/100										
			要支援2 (775 単位)											
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 (643 単位)											
			要支援2 (804 単位)											
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 (634 単位)											
			要支援2 (793 単位)											
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (616 単位)											
			要支援2 (775 単位)											
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (643 単位)											
			要支援2 (804 単位)											
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 () <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (634 単位)												
		要支援2 (793 単位)												
(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1日に1回を限度))														
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))														
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 3単位を加算)													
	(二) 認知症専門ケア加算 () (1日につき 4単位を加算)													
(6) 特定診療費														
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 100単位を加算)													
	(二) 生産性向上推進体制加算 () (1月につき 10単位を加算)													
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 22単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 18単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 6単位を加算)													
(3) 介護職員等処遇改善加算	一) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×51/1,000)			注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計										
	二) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×47/1,000)													
	三) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×35/1,000)													
	四) 介護職員等処遇改善加算 () (1月につき → 所定単位×28/1,000)													
	a) 介護職員等処遇改善加算 () (1) (1月につき → 所定単位×46/1,000)													
	b) 介護職員等処遇改善加算 () (2) (1月につき → 所定単位×44/1,000)													
	c) 介護職員等処遇改善加算 () (3) (1月につき → 所定単位×42/1,000)													
	d) 介護職員等処遇改善加算 () (4) (1月につき → 所定単位×40/1,000)													
	e) 介護職員等処遇改善加算 () (5) (1月につき → 所定単位×33/1,000)													
	f) 介護職員等処遇改善加算 () (6) (1月につき → 所定単位×35/1,000)													
	g) 介護職員等処遇改善加算 () (7) (1月につき → 所定単位×35/1,000)													
	h) 介護職員等処遇改善加算 () (8) (1月につき → 所定単位×31/1,000)													
	i) 介護職員等処遇改善加算 () (9) (1月につき → 所定単位×31/1,000)													
	j) 介護職員等処遇改善加算 () (10) (1月につき → 所定単位×30/1,000)													
	k) 介護職員等処遇改善加算 () (11) (1月につき → 所定単位×24/1,000)													
	l) 介護職員等処遇改善加算 () (12) (1月につき → 所定単位×26/1,000)													
	m) 介護職員等処遇改善加算 () (13) (1月につき → 所定単位×20/1,000)													
	n) 介護職員等処遇改善加算 () (14) (1月につき → 所定単位×15/1,000)													
	注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目													
	身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。													
	業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。													
	介護職員等処遇改善加算 () については、令和7年3月31日まで算定可能。													

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	単位数	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
		介護予防施設 の施設費に 係る部分	介護職員 の給与 に係る部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分	施設費 の増徴 部分
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (183 単位) 要支援2 (313 単位)	77/100			-10/100											
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 57 単位)		470/100			-1/100											

介護予防特定施設入居者生活介護費	要支援1 (183 単位) 要支援2 (313 単位)	77/100			-10/100											
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 57 単位)	470/100			-1/100											

介護予防特定施設入居者生活介護費	要支援1 (183 単位) 要支援2 (313 単位)	77/100			-10/100											
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 57 単位)	470/100			-1/100											

介護費 要支援1：6032単位
要支援2：10531単位
身体障害者手当増徴減算については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための取組の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和7年3月1日までの期間適用しない。
介護職員処遇改善増給については、令和7年4月1日から適用する。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
基本部分	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税	課税
介護予防福祉用具貸与費 (要支援1) (要支援2) (要支援3) (要支援4) (要支援5) (要支援6) (要支援7) (要支援8) (要支援9) (要支援10) (要支援11) (要支援12) (要支援13) (要支援14) (要支援15) (要支援16) (要支援17) (要支援18) (要支援19) (要支援20) (要支援21) (要支援22) (要支援23) (要支援24) (要支援25) (要支援26) (要支援27) (要支援28) (要支援29) (要支援30) (要支援31) (要支援32) (要支援33) (要支援34) (要支援35) (要支援36) (要支援37) (要支援38) (要支援39) (要支援40) (要支援41) (要支援42) (要支援43) (要支援44) (要支援45) (要支援46) (要支援47) (要支援48) (要支援49) (要支援50) (要支援51) (要支援52) (要支援53) (要支援54) (要支援55) (要支援56) (要支援57) (要支援58) (要支援59) (要支援60) (要支援61) (要支援62) (要支援63) (要支援64) (要支援65) (要支援66) (要支援67) (要支援68) (要支援69) (要支援70) (要支援71) (要支援72) (要支援73) (要支援74) (要支援75) (要支援76) (要支援77) (要支援78) (要支援79) (要支援80) (要支援81) (要支援82) (要支援83) (要支援84) (要支援85) (要支援86) (要支援87) (要支援88) (要支援89) (要支援90) (要支援91) (要支援92) (要支援93) (要支援94) (要支援95) (要支援96) (要支援97) (要支援98) (要支援99) (要支援100)																

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給開始年度の対象外となる算定項目
要支援1又は要支援2の者については、肩こり、肩甲骨付風呂、特殊浴槽、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位交換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排気処理装置を算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。
高齢者虐待防止措置未定減算については、令和7年4月1日から適用する。
業務継続計画未定減算については令和7年4月1日から適用する。

指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費() (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
	(2)介護予防支援費() (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)						
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+ 300単位)						

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		看護員およびサービス提供が行われる場合	高齢者虐待防止措置費実施加算	業務給付未定算	場所サービス利用時の調整(1日につき)	特別地域定住者の利用サービス加算	特別地域定住者へのサービス提供加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等におけるサービス提供加算	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターゲティング加算									
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)	× 98 / 100	- 1 / 100	- 1 / 100	- 62 単位																
		要介護2 (9,720 単位)																				- 111 単位
		要介護3 (16,140 単位)																				- 184 単位
		要介護4 (20,417 単位)																				- 233 単位
		要介護5 (24,692 単位)																				- 281 単位
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,946 単位)																				- 91 単位
		要介護2 (12,413 単位)																				- 141 単位
		要介護3 (18,948 単位)																				- 216 単位
		要介護4 (23,359 単位)																				- 266 単位
		要介護5 (28,298 単位)																				- 322 単位
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費() (1月につき)	要介護1 (5,446 単位)																					
	要介護2 (9,720 単位)																					
	要介護3 (16,140 単位)																					
	要介護4 (20,417 単位)																					
	要介護5 (24,692 単位)																					
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費()	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 889 単位)																					
	定期巡回サービス費 (1回につき 372 単位)																					
	随時訪問サービス費() (1回につき 567 単位)																					
	随時訪問サービス費() (1回につき 764 単位)																					
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1日につき +36 単位)																						
ホ 巡回時共同指導加算 一 体系定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (イ(2)を算定する場合のみ算定) (1回につき +688 単位)																						
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 1,200 単位を加算)																					
	(2) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 800 単位を加算)																					
ニ 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 生活機能向上連携加算() (1月につき +100 単位)																					
	(2) 生活機能向上連携加算() (1月につき +200 単位)																					
チ 認知症専門ケア加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) 認知症専門ケア加算() (1月につき +90 単位)																				
		(二) 認知症専門ケア加算() (1月につき +120 単位)																				
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算() (1日につき +3 単位)																				
		(二) 認知症専門ケア加算() (1日につき +4 単位)																				
リ 口腔連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1回につき +50 単位(1月に1回を限度))																						
ニ サービス提供体制強化加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき +750 単位)																				
		(二) サービス提供体制強化加算() (1月につき +640 単位)																				
		(三) サービス提供体制強化加算() (1月につき +350 単位)																				
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) サービス提供体制強化加算() (1回につき +22 単位)																				
		(二) サービス提供体制強化加算() (1回につき +18 単位)																				
		(三) サービス提供体制強化加算() (1回につき +6 単位)																				
1. 介護職員等処遇改善加算		<p>特別地域定住者・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等に所在する小規模事業所加算、中山間地域等に所在する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターゲティング加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員処遇改善加算については、支給調整管理の対応分の算定項目。事業所同一建築物利用者は1日以内の同一建築物利用者の人数にサービスを行う場合、も適用する場合、支給調整管理の対応分の算定、当該算定の単位数を本人。業務給付未定算については令和4年4月1日より適用する。</p> <p>介護職員等処遇改善加算については、令和4年4月1日より適用する。</p>																				
2. 介護職員等処遇改善加算		<p>特別地域定住者・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等に所在する小規模事業所加算、中山間地域等に所在する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターゲティング加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員処遇改善加算については、支給調整管理の対応分の算定項目。事業所同一建築物利用者は1日以内の同一建築物利用者の人数にサービスを行う場合、も適用する場合、支給調整管理の対応分の算定、当該算定の単位数を本人。業務給付未定算については令和4年4月1日より適用する。</p> <p>介護職員等処遇改善加算については、令和4年4月1日より適用する。</p>																				

【脚注】単位数算定記号の説明
 〇 算定対象となる単位数
 △ 算定対象となる単位数(一部算定対象外)
 × 算定対象外となる単位数
 / 算定対象となる単位数(一部算定対象外)
 ※ 算定対象となる単位数(一部算定対象外)

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費() (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費() (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費() (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 3単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算() (1日につき + 4単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき + 90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算() (1月につき + 120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 22単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 18単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき + 6単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき + 42単位)						
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 245 / 100.0)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 224 / 100.0)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 182 / 100.0)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 145 / 100.0)							
	(一)介護職員等処遇改善加算() (1) (1月につき + 所定単位 × 221 / 100.0)							
	(二)介護職員等処遇改善加算() (2) (1月につき + 所定単位 × 208 / 100.0)							
	(三)介護職員等処遇改善加算() (3) (1月につき + 所定単位 × 200 / 100.0)							
	(四)介護職員等処遇改善加算() (4) (1月につき + 所定単位 × 187 / 100.0)							
	(五)介護職員等処遇改善加算() (5) (1月につき + 所定単位 × 184 / 100.0)							
	(六)介護職員等処遇改善加算() (6) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)							
	(七)介護職員等処遇改善加算() (7) (1月につき + 所定単位 × 163 / 100.0)							
	(八)介護職員等処遇改善加算() (8) (1月につき + 所定単位 × 158 / 100.0)							
	(九)介護職員等処遇改善加算() (9) (1月につき + 所定単位 × 142 / 100.0)							
	(十)介護職員等処遇改善加算() (10) (1月につき + 所定単位 × 139 / 100.0)							
(十一)介護職員等処遇改善加算() (11) (1月につき + 所定単位 × 121 / 100.0)								
(十二)介護職員等処遇改善加算() (12) (1月につき + 所定単位 × 118 / 100.0)								
(十三)介護職員等処遇改善加算() (13) (1月につき + 所定単位 × 100 / 100.0)								
(十四)介護職員等処遇改善加算() (14) (1月につき + 所定単位 × 76 / 100.0)								

「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

Table with multiple columns containing financial data, categories (e.g., 基本部分, 重要事項), and numerical values. Includes a grid with data like 1,000,000 and 500,000 across various rows.

Summary table with 5 columns, likely for financial totals. Includes a large yellow rectangular area at the bottom of the table.

最終議決案に賛成する株主が議決権の過半数を有する旨を定めたことに関する説明書... 本議決案は、議決権の過半数を有する株主が議決権の過半数を有する旨を定めたことに関する説明書...

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超え ない場合	登録者数が登録定員を超えない場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要介護2 (15,370 単位)								
		要介護3 (22,359 単位)								
		要介護4 (24,677 単位)								
		要介護5 (27,209 単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,423 単位)								
		要介護2 (13,849 単位)								
		要介護3 (20,144 単位)								
		要介護4 (22,233 単位)								
		要介護5 (24,516 単位)								
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位)									
	要介護2 (640 単位)									
	要介護3 (709 単位)									
	要介護4 (777 単位)									
	要介護5 (843 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算 ()	(1月につき 920単位を加算)								
	(2) 認知症加算 ()	(1月につき 890単位を加算)								
	(3) 認知症加算 ()	(1月につき 760単位を加算)								
	(4) 認知症加算 ()	(1月につき 460単位を加算)								
ホ 認知症行動・心症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(1日限を限度))								
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)								
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 900単位を加算)								
	(2) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 700単位を加算)								
	(3) 看護職員配置加算 ()	(1月につき 480単位を加算)								
チ 看護の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)								
ス 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 1,200単位を加算)								
	(2) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 800単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +100単位)								
	(2) 生活機能向上連携加算 ()	(1月につき +200単位)								
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(1月に1回を限度))								
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 100単位を加算)								
	(2) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 10単位を加算)								
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 75単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 64単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 320単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 112単位を加算)								
サ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×143/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×121/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位数×121/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき +所定単位数×112/100)								

※ 定員数は、令和5年度に人員定数(定員)を指す。

特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、
 及び介護職員処遇改善加算は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員処遇改善加算については、令和7年3月31日まで適用しない。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用定員を超過する場合は算入しない	介護従事者の数が介護が必要な者に満たない場合は算入しない	身体拘束薬の使用が未実施の場合	高齢者虐待防止措置未実施の場合	業務継続計画の策定未実施の場合	ユニットで実施を行う職員の数に2人以上以上不足する場合	夜間支援体制加算(イ)	夜間支援体制加算(ロ)	認知症対応型急性対応加算	若年性認知症対応加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1	785 単位	×7/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2	801 単位										
		要介護3	824 単位										
		要介護4	841 単位										
		要介護5	859 単位										
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(イ)	要介護1	753 単位	×7/100	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	
		要介護2	768 単位										
		要介護3	812 単位										
		要介護4	828 単位										
		要介護5	845 単位										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(ロ)	要介護1	753 単位	×7/100	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	
		要介護2	768 単位										
		要介護3	812 単位										
		要介護4	828 単位										
		要介護5	845 単位										

注 入院時費用

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 看護介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)
	(3) 死亡日以前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談 診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合	(1月につき 104単位を加算)
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 40単位を加算)

ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(イ)	(1日につき 67単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算(ロ)	(1日につき 47単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算(ハ)	(1日につき 37単位を加算)
	(4) 医療連携体制加算(ニ)	(1日につき 8単位を加算)

ヘ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)

ト 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を加算、利用者1人につき1回を限度)

チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(イ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(ロ)	(1日につき 4単位を加算)

リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(イ)	(1月につき 150単位を加算)
	(2) 認知症チームケア推進加算(ロ)	(1月につき 120単位を加算)

ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(イ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算(ロ)	(1月につき 200単位を加算)

ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき +30単位を加算)

ヲ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

ワ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))

カ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)

コ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(イ)	(1月につき 10単位を加算)
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(ロ)	(1月につき 5単位を加算)

ク 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)

シ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(イ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生産性向上推進体制加算(ロ)	(1月につき 10単位を加算)

ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(ハ)	(1日につき 8単位を加算)

タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

テ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ヒ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ヒ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ)	(1日につき 18単位を加算)

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
活動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用定員を超過する場合は算入しない	介護従事者の数が介護が必要な者に満たない場合は算入しない	身体拘束薬の使用が未実施の場合	高齢者虐待防止措置未実施の場合	業務継続計画の策定未実施の場合	ユニットで実施を行う職員の数に2人以上以上不足する場合	夜間支援体制加算(イ)	夜間支援体制加算(ロ)	認知症対応型急性対応加算	若年性認知症対応加算			

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 身体拘束薬未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月1日までの期間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算については、令和7年3月1日以後に算定する。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100																																																																																																				
1	1-1	1-1-1	1-1-1-1	1-1-1-2	1-1-1-3	1-1-1-4	1-1-1-5	1-1-1-6	1-1-1-7	1-1-1-8	1-1-1-9	1-1-1-10	1-1-1-11	1-1-1-12	1-1-1-13	1-1-1-14	1-1-1-15	1-1-1-16	1-1-1-17	1-1-1-18	1-1-1-19	1-1-1-20	1-1-1-21	1-1-1-22	1-1-1-23	1-1-1-24	1-1-1-25	1-1-1-26	1-1-1-27	1-1-1-28	1-1-1-29	1-1-1-30	1-1-1-31	1-1-1-32	1-1-1-33	1-1-1-34	1-1-1-35	1-1-1-36	1-1-1-37	1-1-1-38	1-1-1-39	1-1-1-40	1-1-1-41	1-1-1-42	1-1-1-43	1-1-1-44	1-1-1-45	1-1-1-46	1-1-1-47	1-1-1-48	1-1-1-49	1-1-1-50	1-1-1-51	1-1-1-52	1-1-1-53	1-1-1-54	1-1-1-55	1-1-1-56	1-1-1-57	1-1-1-58	1-1-1-59	1-1-1-60	1-1-1-61	1-1-1-62	1-1-1-63	1-1-1-64	1-1-1-65	1-1-1-66	1-1-1-67	1-1-1-68	1-1-1-69	1-1-1-70	1-1-1-71	1-1-1-72	1-1-1-73	1-1-1-74	1-1-1-75	1-1-1-76	1-1-1-77	1-1-1-78	1-1-1-79	1-1-1-80	1-1-1-81	1-1-1-82	1-1-1-83	1-1-1-84	1-1-1-85	1-1-1-86	1-1-1-87	1-1-1-88	1-1-1-89	1-1-1-90	1-1-1-91	1-1-1-92	1-1-1-93	1-1-1-94	1-1-1-95	1-1-1-96	1-1-1-97	1-1-1-98	1-1-1-99	1-1-1-100																																																																																																			
																																																																																																							1-1-1-101	1-1-1-102	1-1-1-103	1-1-1-104	1-1-1-105	1-1-1-106	1-1-1-107	1-1-1-108	1-1-1-109	1-1-1-110	1-1-1-111	1-1-1-112	1-1-1-113	1-1-1-114	1-1-1-115	1-1-1-116	1-1-1-117	1-1-1-118	1-1-1-119	1-1-1-120	1-1-1-121	1-1-1-122	1-1-1-123	1-1-1-124	1-1-1-125	1-1-1-126	1-1-1-127	1-1-1-128	1-1-1-129	1-1-1-130	1-1-1-131	1-1-1-132	1-1-1-133	1-1-1-134	1-1-1-135	1-1-1-136	1-1-1-137	1-1-1-138	1-1-1-139	1-1-1-140	1-1-1-141	1-1-1-142	1-1-1-143	1-1-1-144	1-1-1-145	1-1-1-146	1-1-1-147	1-1-1-148	1-1-1-149	1-1-1-150	1-1-1-151	1-1-1-152	1-1-1-153	1-1-1-154	1-1-1-155	1-1-1-156	1-1-1-157	1-1-1-158	1-1-1-159	1-1-1-160	1-1-1-161	1-1-1-162	1-1-1-163	1-1-1-164	1-1-1-165	1-1-1-166	1-1-1-167	1-1-1-168	1-1-1-169	1-1-1-170	1-1-1-171	1-1-1-172	1-1-1-173	1-1-1-174	1-1-1-175	1-1-1-176	1-1-1-177	1-1-1-178	1-1-1-179	1-1-1-180	1-1-1-181	1-1-1-182	1-1-1-183	1-1-1-184	1-1-1-185	1-1-1-186	1-1-1-187	1-1-1-188	1-1-1-189	1-1-1-190	1-1-1-191	1-1-1-192	1-1-1-193	1-1-1-194	1-1-1-195	1-1-1-196	1-1-1-197	1-1-1-198	1-1-1-199
2		2-1		2-2		2-3		2-4		2-5		2-6		2-7		2-8		2-9		2-10		2-11		2-12		2-13		2-14		2-15		2-16		2-17		2-18		2-19		2-20		2-21		2-22		2-23		2-24		2-25		2-26		2-27		2-28		2-29		2-30		2-31		2-32		2-33		2-34		2-35		2-36		2-37		2-38		2-39		2-40		2-41		2-42		2-43		2-44		2-45		2-46		2-47		2-48		2-49		2-50		2-51		2-52		2-53		2-54		2-55		2-56		2-57		2-58		2-59		2-60		2-61		2-62		2-63		2-64		2-65		2-66		2-67		2-68		2-69		2-70		2-71		2-72		2-73		2-74		2-75		2-76		2-77		2-78		2-79		2-80		2-81		2-82		2-83		2-84		2-85		2-86		2-87		2-88		2-89		2-90		2-91		2-92		2-93		2-94		2-95		2-96		2-97		2-98		2-99		2-100	

業務終了前未定実数については、感染症予防及び本人居住の目的の確保及び移転に関する具体的な計画の策定を行っている場合は、令和2年1月1日までの期間適用し、

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録看護員数等超過する場合は、 又は	従業者の員数が基準 に満たない場合	身体拘束禁止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	過少サービスに対 する減算	サテライト体制未整 備減算	特別地域看護小規 模多機能型居宅介 護加算	中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	訪問看護体制加算 (1月につき)	末期の悪性腫瘍等 による退院後の必 要な看護が得られ ない場合の減算 (1月につき)	特別の指示により補 助に専事従事者の 配置がなされる 場合の減算 (1月につき)	
イ 看護小規模多機能型 居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者 以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,247 単位) 要介護2 (17,415 単位) 要介護3 (24,481 単位) 要介護4 (27,766 単位) 要介護5 (31,050 単位)													
	(2) 同一建物に居住する者 に対して行う場合	要介護1 (11,214 単位) 要介護2 (15,691 単位) 要介護3 (22,057 単位) 要介護4 (26,017 単位) 要介護5 (28,298 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-335 単位 -925 単位 -925 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -2,314 単位 -925 単位 -925 単位 -335 単位 -1,858 単位 -2,314 単位 -925 単位	-33 単位 -92 単位 -92 単位 -69 単位 -55 単位 -38 単位 -38 単位 -38 単位 -38 単位 -38 単位 -38 単位 -38 単位 -38 単位	-33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位 -33 単位
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)		要介護1 (571 単位) 要介護2 (638 単位) 要介護3 (706 単位) 要介護4 (773 単位) 要介護5 (839 単位)													
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき)	30単位を加算													
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算 ()	(1月につき 920単位を加算)													
	(2) 認知症加算 ()	(1月につき 880単位を加算)													
	(3) 認知症加算 ()	(1月につき 740単位を加算)													
	(4) 認知症加算 ()	(1月につき 460単位を加算)													
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき)	200単位を加算(7日間を限度)													
ヘ 認知症対応利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	800単位を加算													
ト 栄養アセスメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	60単位を加算													
チ 栄養改善加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき)	200単位を加算(1月に2回を限度)													
リ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 ()	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))													
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 ()	(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))													
ヌ 口腔機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算 ()	(1回につき 400単位(1月2回を限度))													
	(2) 口腔機能向上加算 ()	(1回につき 160単位(1月2回を限度))													
ル 通所時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき)	600単位を加算													
リ 緊急時対応加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	740単位を加算													
フ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算 ()	(1月につき 500単位を加算)													
	(2) 特別管理加算 ()	(1月につき 250単位を加算)													
カ 専門管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	250単位を加算													
キ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	2500単位を加算													
ク 遠隔地へ診療補助加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	1500単位を加算													
シ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算 ()	(1月につき 2,500単位を加算)													
	(2) 看護体制強化加算 ()	(1月につき 2,500単位を加算)													
ソ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	600単位を加算													
タ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 2,000単位を加算)													
	(2) 総合マネジメント体制強化加算 ()	(1月につき 800単位を加算)													
チ 総合マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント加算 ()	(1月につき 300単位を加算)													
	(2) 総合マネジメント加算 ()	(1月につき 130単位を加算)													
テ 排せつ支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 100単位を加算)													
	(2) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 150単位を加算)													
	(3) 排せつ支援加算 ()	(1月につき 200単位を加算)													
ト 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき)	400単位を加算													
ニ 生産性向上推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 100単位を加算)													
	(2) 生産性向上推進体制加算 ()	(1月につき 100単位を加算)													
ウ サービス提供体制 強化加算	(1) イを算定し ない場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 740単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 300単位を加算)													
	(2) ロを算定し ない場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 2,000単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 1,000単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 200単位を加算)													
エ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(一)	介護職員処遇改善加算(一) (1月につき 1,100単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(二)	介護職員処遇改善加算(二) (1月につき 1,100単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(三)	介護職員処遇改善加算(三) (1月につき 1,100単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(四)	介護職員処遇改善加算(四) (1月につき 1,100単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(五)	介護職員処遇改善加算(五) (1月につき 1,100単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(六)	介護職員処遇改善加算(六) (1月につき 1,100単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(七)	介護職員処遇改善加算(七) (1月につき 1,100単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(八)	介護職員処遇改善加算(八) (1月につき 1,100単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(九)	介護職員処遇改善加算(九) (1月につき 1,100単位を加算)													
	介護職員処遇改善加算(十)	介護職員処遇改善加算(十) (1月につき 1,100単位を加算)													

注 死亡及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

注 乗車中は、イからロまでにより算定した単位数の2倍

特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

業務継続計画未策定減算については、緊急時の対応及び非常災害のための指針整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

介護職員処遇改善加算については、令和7年1月1日より算定可能。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		登録者が登録定員を超える場合又は、	従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)								
	要支援2 (6,972 単位)									
ロ 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
	要支援2 (6,281 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)								
		要支援2 (531 単位)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算								
ニ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算() (1月につき 800単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算() (2)生活機能向上連携加算()	(1)につき +100単位 (1)につき +200単位								
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
ス 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算() (2)生産性向上推進体制加算()	(1)につき 100単位を加算 (1)につき 10単位を加算								
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 30単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 11単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 12単位を加算)								
ク 介護職員等処遇改善加算	1) 介護職員等処遇改善加算(一) 2) 介護職員等処遇改善加算(二) 3) 介護職員等処遇改善加算(三)	(1) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定率×119/100) (2) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定率×116/100) (3) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定率×118/100) (4) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定率×116/100) (5) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定率×117/100) (6) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定率×119/100) (7) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定率×117/100) (8) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定率×114/100) (9) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定率×117/100) (10) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定率×117/100) (11) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定率×117/100) (12) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定率×117/100) (13) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定率×117/100) (14) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定率×117/100) (15) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定率×117/100) (16) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定率×117/100) (17) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定率×117/100) (18) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定率×117/100) (19) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定率×117/100) (20) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定率×117/100) (21) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定率×117/100) (22) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定率×117/100) (23) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定率×117/100) (24) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定率×117/100) (25) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定率×117/100) (26) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定率×117/100) (27) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定率×117/100) (28) 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき +所定率×117/100) (29) 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき +所定率×117/100) (30) 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき +所定率×117/100)								

注：特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度額率額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務時間 を超過しない 場合	利用者の数が 利用定数を超 える場合 又は 介護従業者の 員数が標準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2以上 とする場合	夜間支援体制 加算()	夜間支援体制 加算()	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (761 単位)			-10/100				1日につき +50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (749 単位)						1日につき -50単位		1日につき +25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100		-1/100	-3/100		1日につき +50単位		1日につき +200単位 (1日限を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (777 単位)			-1/100			1日につき -50単位		1日につき +25単位		
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)												
ニ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)												
ホ 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))												
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 2単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算()	(1月につき 150単位を加算)										
	(2) 認知症チームケア推進加算()	(1月につき 120単位を加算)										
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 200単位を加算)										
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき +30単位を加算)										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を加算)										
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(5月に1回を限度))										
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1月につき 10単位を加算)										
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算()	(1月につき 5単位を加算)										
カ 新興感染症等施設療養費		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生産性向上推進体制加算()	(1月につき 18単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 22単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)										
リ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×186/1000)	注 所定単位数は、イからラまでに算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×178/1000)										
	(3) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×155/1000)										
	(4) 介護職員等処遇改善加算()	(1月につき +所定単位数×125/1000)										
	(一) 介護職員等処遇改善加算(一)	(1月につき +所定単位数×163/1000)										
	(二) 介護職員等処遇改善加算(二)	(1月につき +所定単位数×156/1000)										
	(三) 介護職員等処遇改善加算(三)	(1月につき +所定単位数×155/1000)										
	(四) 介護職員等処遇改善加算(四)	(1月につき +所定単位数×148/1000)										
	(五) 介護職員等処遇改善加算(五)	(1月につき +所定単位数×133/1000)										
	(六) 介護職員等処遇改善加算(六)	(1月につき +所定単位数×125/1000)										
	(七) 介護職員等処遇改善加算(七)	(1月につき +所定単位数×128/1000)										
	(八) 介護職員等処遇改善加算(八)	(1月につき +所定単位数×132/1000)										
	(九) 介護職員等処遇改善加算(九)	(1月につき +所定単位数×112/1000)										
	(十) 介護職員等処遇改善加算(十)	(1月につき +所定単位数×97/1000)										
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(十一)	(1月につき +所定単位数×102/1000)										
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(十二)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(十三)	(1月につき +所定単位数×89/1000)										
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(十四)	(1月につき +所定単位数×66/1000)										

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可。